

一 賄賂堅く禁<sub>レ</sub>之 種々名  
目を付け輕き品にても  
差贈るましく 別て出役之  
面々へは是迄如何程之因<sub>ミ</sub>  
有<sub>レ</sub>之とも音信礼物等  
差出事一切停止之事  
一 諸事公論に決し衆心  
其処を得各志を遂げ  
しむる事  
王政之御趣意たり其旨に  
背き諸人を防るもの  
あらハ村役は素より  
仮令諸官有司之面々たり  
とも無<sub>レ</sub>憚可<sub>ニ</sub>訴出<sub>一</sub>事  
付何事によらす世上之  
為と相成事心付ハ  
何時にても可<sub>ニ</sub>申出<sub>一</sub>事  
右條々堅可<sub>ニ</sub>相守<sub>一</sub>事 是永世之  
制法たり 聊か不<sub>レ</sub>可<sub>ニ</sub>違背<sub>一</sub>  
もの也

明治二年<sub>己巳</sub>

三月 品川 梟

〔用語〕

別而…べつして。とりわけ。特別に。

音信礼物…進物。訪れた際に渡す土産。

仮令…たとい。「縦令」とも

〔解説〕

全六回にわたって紹介しました『郡中制法』も今回で終了となります。今回の内容は、①「役人への賄賂の禁止」と、②「あらゆる事を会議で決め、各々の志を遂げることは天皇制の基本である」ことを詠っています。「郡中制法」は明治二年、新政府によって発布されたものですが、これまで学習してきた内容といえれば江戸時代に出された条文と何ら変わり映えのないものばかりでした。しかし、この最後の一文で初めて明治らしさが窺えます。また、これは『五箇条の御誓文』（明治元年三月）「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」と同様の内容であることがわかります。差出の「品川県」は明治二年から四年までの僅かな期間、東京都の一部と多摩地域・埼玉県・神奈川県の一部を管轄し、小平市域では鈴木新田、野中新田両組、大沼田新田が属していました。小川村・小川新田・廻り田新田は葦山県の管轄でした。

次に文字を見ていきましょう。仮名



(ましく)は読めましたか。



(ま)は現在のかな「ま」と同じで字母が「末」です。「ま」は他にも

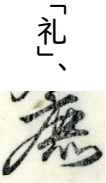


「マ」「マ」

「満」などで表記します。文書に濁点は付きませんが、「まじく」と発音します。



「マ」は



「マ」は「マ」、



「マ」は「マ」、



「マ」は「マ」の異体字です。



「マ」は難解です。心「したところ」は時として一本棒



「マ」(マ)、あるいはしんによ



う(マ)の様に記されることもあります。